

第3節 経済外交

総論

世界経済は緩やかな回復基調にあるものの、依然として下方リスクが存在している。2010年前半に顕在化したソブリン・リスクを受けて、6月のG20トロント・サミットでは、財政健全化と成長の両立の重要性を確認し、先進国は財政健全化計画に合意した。また、各国の成長が一様でなく、世界経済の不均衡の問題が残る中、11月のG20ソウル・サミットでは、持続的成長に向けた政策協調の深化に合意した。こうした中で、経済・金融危機の克服のため、日本は、先進国と新興国の協力の深化に貢献した。

また、2010年、日本はアジア太平洋経済協力（APEC）の議長を務めた。11月には第18回APEC首脳会議を横浜で開催し、首脳宣言として「横浜ビジョン～ポゴール、そしてポゴールを超えて」を採択した。また、2011年にAPEC議長を務める米国と連携し、具体的な協力を行った（2010年日本APECの成果の詳細は本章各論1「2010日本APEC開催」に記載）。

国際情勢の流動化や、人口減少、少子・高齢化、財政赤字など、日本の内外の経済環境が厳しさを増す中で、日本の経済を強くするための経済外交を積極的に推進していく必要がある。具体的には、経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）、資源・エネルギー・

食料、インフラ海外展開、観光及びジャパン・ブランドの発信における取組を積極的に推進していく。こうした経済外交の各分野の進捗状況を総括し、一層の進展に向けた具体的な議論を行うために、12月、前原外務大臣を本部長とする経済外交推進本部を設置した。

2010年11月、日本は、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。その中で、「国を開き」、「未来を拓く」ための固い決意を固め、これまでの姿勢から大きく踏み込み、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進め、同時に、高いレベルの経済連携に必要な競争力強化などの抜本的な国内改革を先行的に推進することを定めた。

各国とのEPAについては、2010年10月にインドと、11月にペルーとのEPAの交渉完了が首脳間で宣言され、オーストラリアなどと交渉中のEPAも着実な前進に努めた。交渉再開を目指している韓国とは、5月の首脳会談を踏まえ再開に向けたハイレベルの事前協議を行い、また、欧州連合（EU）との間では、2010年4月の日・EU定期首脳協議によって立ち上げられた「合同ハイレベル・グループ（JHLG）」の中で「共同検討作業」を行い、早期の交渉開始に向けて取り組んだ。

また、2010年、新たに日・モンゴルEPA官民共同研究、日中韓FTA産官学共同研究を開始した。

広域経済連携については、東アジア自由貿易圏（EAFTA）構想、東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想の議論に、日本が引き続き積極的に貢献した。また、2010年11月のAPEC首脳宣言では、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けて具体的措置をとることで一致した。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、「包括的経済連携に関する基本方針」において情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することとされたことを受け、出張者や在外公館を通じた情報収集や協議を開始した。

日本は、国民生活の基盤となるエネルギー、鉱物、食料などの資源の多くを輸入に依存しており、これらの資源の安定供給の確保は経済外交の柱の一つである。新興国の台頭や気候変動対策への取組などの新たな動きの中で、世界全体の責任ある資源開発や利用に向けた国際協調を進め、同時に日本への長期的な資源の安定供給を確保していくことが必要である。こうした観点から、日本は国際エネルギー機関（IEA）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、国連食糧農業機関（FAO）などの国際機関の運営に積極的に参画している他、独自のイニシアティブとして、「責任ある農業投資」（RAI）を実現するための行動原則の策定に主導的な役割を果たしている。また、鉱物資源については、資源・エネルギーの日本への安定供給確保のための官民連携による取組強化に加え、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）に積極的に貢献している。

さらに、日本は、国民にとって貴重な食料である水産資源についても、その持続可能な利用という立場から、国際的な漁業資源の保存及び管理のための体制構築及び違法漁船の廃絶など、有効な保存管理措置の徹底に向け、精力的に貢献している。また、近年関心が高まっている環境保護の観点からも、日本は、責任ある漁業国として、国際機関の枠組みや他国との協力関係に基づき、これまでの漁業分野における経験と技術を生かし、各地域漁業管理機関などにおいて水産資源の持続可能な利用の確保のために積極的な役割を果たしている。

アジアを始めとする世界各国でインフラ需要が増大する中、日本企業が持つ優れた環境・省エネルギー技術などを海外に展開することで日本の経済成長につなげていくため、政府として民間企業の取組を強力に後押しし、官民連携による協力体制で臨む必要がある。このような観点から、2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、政府一体となった取組が進んでいる。この流れの中で、外務省は、重点国の大使館、総領事館においてインフラプロジェクト専門官を指名するなど、在外公館の拠点としての機能を強化し、民間企業の取組を支援する体制整備を進めている。

観光分野についても、日本経済を強くする観点から、訪日外国人の増加に向け、在外公館における広報文化活動を含め、積極的な取組を推進していく考えである。

ジャパン・ブランドの発信については、世界に誇れる「人づくり」、「技術力」、「文化」に象徴される「ジャパン・ブランド（日本の魅力）」を海外へ発信し、日本と世界の成長につなげていくことを目指すこととする。

貿易・投資の自由化推進は、日本経済はも

とより世界経済の持続的成長のためにも不可欠である。貿易分野では、保護主義の抑止とともに、国際貿易に法的安定性と予見可能性をもたらす世界貿易機関（WTO）体制の整備・強化が引き続き重要な課題となっている。特に、世界貿易の持続的拡大にはWTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結が重要であり、日本としても積極的に取り組んでいる。2010年11月のAPEC閣僚・首脳会議においては、世界各国の首脳・閣僚が、2011年を交渉妥結にとって重要な「機会の窓」としつつ、交渉の加速化について認識を共有した。また、保護主義の抑止については、G20サミット（於：トロント、ソウル）やAPEC閣僚・首脳会議などの一連の会議において、新たな輸出制限を課さないことなどについての首脳による現状維持を、2013年末まで再延長することで一致した。

日本は、模倣品・海賊版が世界中に拡散

し、世界経済の持続可能な成長に対する脅威となっていることを踏まえ、二国間・多国間で知的財産権保護の強化のための様々な取組を行っている。日本は、多国間における取組である模倣した物品の取引の防止に関する協定ACTA（仮称）交渉を積極的に推進し、2010年10月に開催された東京会合において大筋合意し、その後交渉妥結に至った。

その他、経済外交を支える国際経済分野の法的枠組みとして投資協定などがある。また、社会保障協定は、二国間の社会保険料の二重負担や掛け捨ての問題などを解消することを目的としている。こうした経済条約や協定の締結を推進し、法的・制度的基盤を整備することは、海外に進出する日本企業の活動を支援する観点から重要である（詳細は第4章第2節2「海外における日本企業への支援」を参照）。

各論

1 2010年日本APEC開催

APECにおいて、2010年は自由で開かれた貿易と投資を達成するとのボゴール目標を先進国・地域が達成すべき期限であり、アジア・太平洋の今後の在り方を考える重要な節目の年であった。日本はAPEC議長として、「チェンジ・アンド・アクション」とのテーマを設定し、世界の政治・経済の構造が大きく変化する中で、APECがこれまでの実績を土台に、21世紀にふさわしい形で今後も重要な役割を果たし続けられるよう、必要な変革を構想し、それを具体的な行動に移すべく、一年を通じて日本各地でAPEC関連会合を開催し、議論を主導した。具体的には、

まず、透明性と信頼性を確保しながらボゴール目標達成評価のプロセスを進めるとともに、①アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けたあり得べき道筋の検討を始めとした地域経済統合の推進、②アジア太平洋地域の長期的かつ包括的な成長戦略の策定、③食料安全保障、災害への備え、テロ対策を始めとした人間の安全保障の強化という形で優先課題を整理し、議論を深めた。

こうした議論の成果として、11月に横浜で行われた第18回APEC首脳会議において首脳宣言として「横浜ビジョン～ボゴール、そしてボゴールを超えて」を採択し、アジア

太平洋地域の将来像として、より強固で深化した地域経済統合を促進し、より質の高い成長を実現し、より安全な経済環境を提供する共同体を目指していくことで一致した。

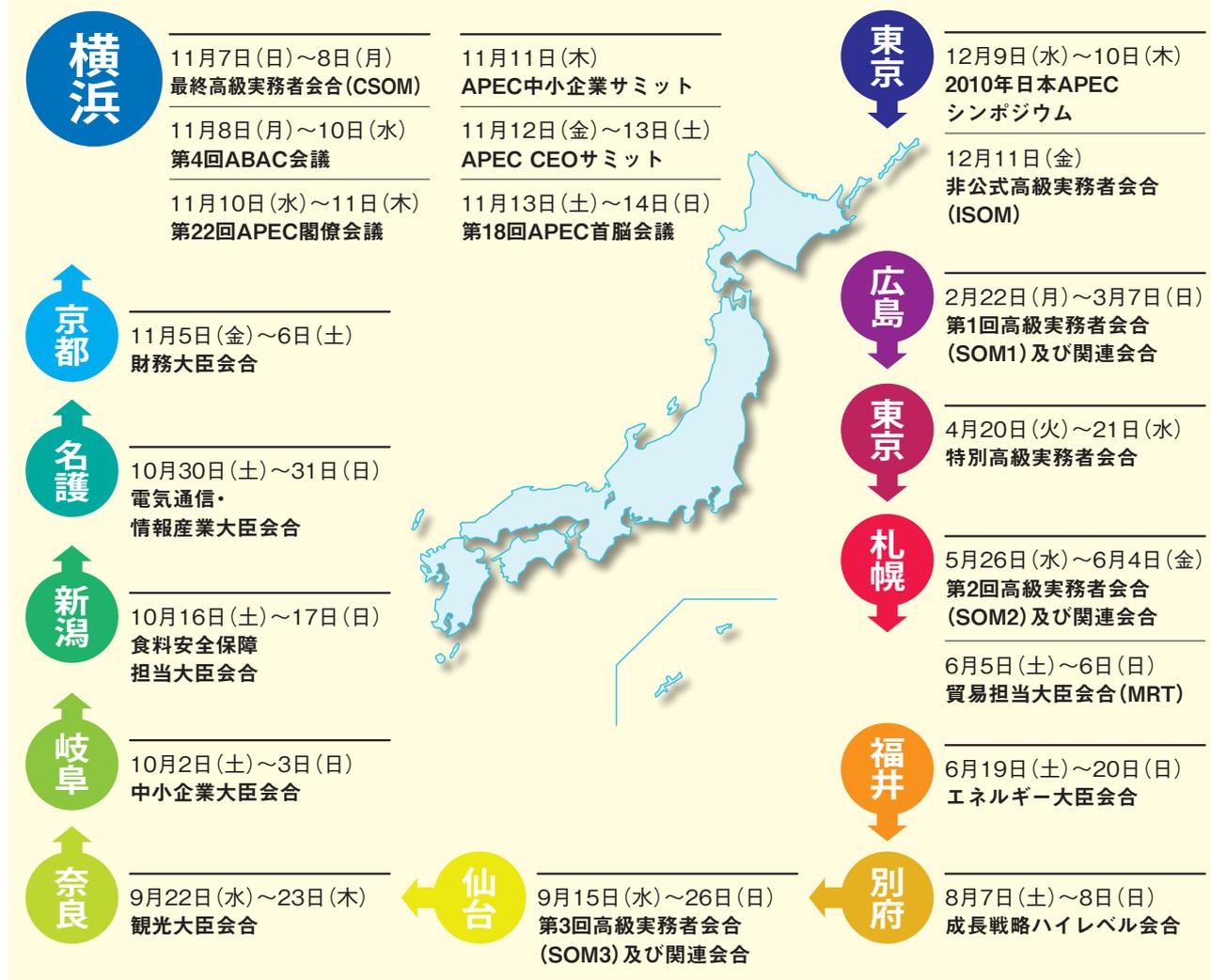
特に、地域経済統合については、まず、更に取り組むべき作業が残っているものの、2010年のポゴール目標達成評価対象国・地域が、目標達成に向けて顕著な進展を遂げたことが確認された。また、FTAAPの実現に向けて、ASEAN+3、ASEAN+6、TPP協定といった地域的な取組を基礎として更に発展させていくことで一致した。

また、APECとして初めての成長戦略を策定し、①均衡ある成長、②あまねく広がる成長、③持続可能な成長、④革新的成長、⑤安



アジア太平洋経済協力（APEC）貿易担当大臣会合で演説する武正外務副大臣（中央）（6月6日・札幌）

2010年日本APEC会合の開催地



全な成長という5つの成長の特性を示した。同時に、APEC成長戦略を実施するための具体的な行動計画を策定し、人材・起業家育成、グリーン成長、食料安全保障などの分野で事業を実施することとされた。

なお、日本APECの会合においては、地



アジア太平洋経済協力（APEC）首脳による記念撮影（11月13日、横浜）

元自治体などとの連携の下に、世界の役に立てる日本独自の技術、アイデア、文化、食事など「日本の強み」を生かしたおもてなしを行うとともに、日本の先端技術をアピールする展示を行うなど、日本の強みをアジア太平洋地域に発信した。



アジア太平洋経済協力（APEC）閣僚会議における前原外務大臣（前列左から2番目）（11月10日、横浜）

2 「強い経済」のための外交の5本柱

(1) 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉の推進

EPA・FTAは、物品の関税やサービス貿易の障壁などを削減・撤廃し、投資の保護・促進やビジネス環境の整備などを行うことを通じて、日本の経済的繁栄の基盤を強化し、アジアを含む成長市場の活力を日本の成長に取り込む効果がある。こうした考えの下、日本は、アジア太平洋諸国を始め、世界の国々との間でEPA・FTA交渉を積極的に推進し、これまでに11の国・地域との間でEPA・FTAを締結してきた。また、2010年11月にはペルーとの間でEPAの交渉が完了し、2011年2月には、インドとの間で協定に署名した。

2010年11月に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」においては、「国を開き」、「未来を拓く^{ひら}」ための決意を固め、これまでの姿勢から大きく踏み込み、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色^{そん}

のない高いレベルでの経済連携を進め、同時に、高いレベルの経済連携に必要な競争力の強化などの抜本的な国内改革を先行的に推進することを決定した。また、アジア太平洋地域内の二国間EPA、広域経済連携及びAPEC内における分野別取組の積極的な推進に向け主導的な役割を果たし、アジア太平洋地域における21世紀型の貿易・投資ルール形成に向けて主導的に取り組むことを決めた。

同基本方針を受け、オーストラリアなどとの交渉を加速し、韓国、欧州連合（EU）及びモンゴルとの交渉の再開・立ち上げに向けて取り組むとともに、日中韓FTA、東アジア自由貿易圏構想（EAFTA）、東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）といった研究段階の広域経済連携を推進している。また、TPP協定交渉については関係国との間で情

報収集や協議を開始した。

2011年11月のAPEC首脳会議において、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）については、EAFTA、CEPEA、TPPなど、現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させるべく、その実現に向けて具体的な措置をとっていくこととなった。

ア 交渉が完了したEPA

(ア) インド

10億人を超える人口を有する潜在的な大市場であるインドとの経済関係強化は両国に利益をもたらすと考えるに基づき、2007年1月にEPA交渉を開始した。2010年9月の第14回交渉会合で協定交渉の大筋合意が確認され、同年10月のシン首相訪日時の日印首脳会談の際に、両国首脳間で交渉完了が確認された。

2011年2月に、前原外務大臣とシャルマ商工相との間で協定への署名が行われた。

(イ) ペルー

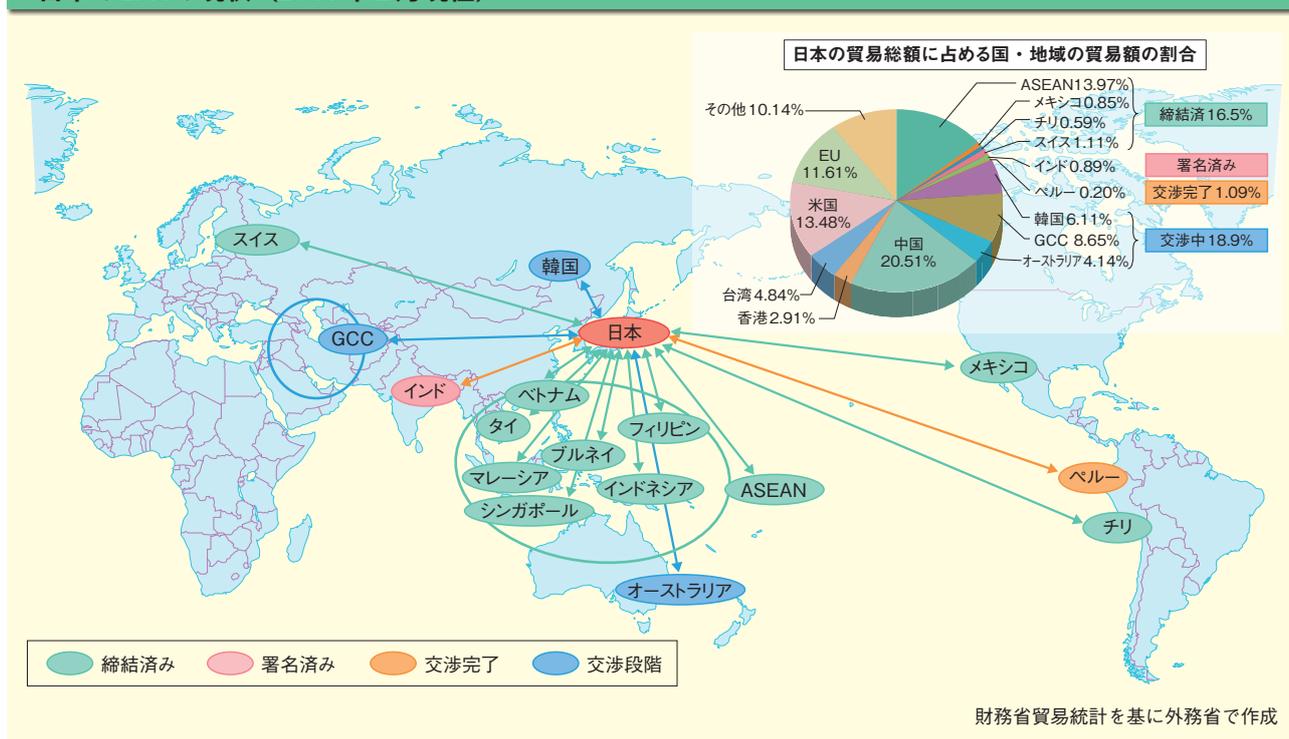
日本と歴史的にも関係の深い中南米の主要国であるペルーとは、同国の強い要望を踏まえ、2009年4月の日・ペルー首脳会談でEPA交渉の開始を決定した。2010年11月までに7回の正式会合と中間会合が開催され、同月、横浜APEC出席のため、ガルシア大統領が訪日した際に行われた日・ペルー首脳会談において、両首脳間で交渉の完了を確認し、共同声明を発表した。

イ 交渉中などの協定（韓国、GCC、オーストラリア）

(ア) 韓国

日本の隣国であり、貿易・投資を含む経済の相互依存関係が強い韓国とのEPAは、両国に安定的な経済枠組みを提供し、将来にわたり両国に利益をもたらすと考えるに基づき、2003年12月に交渉を開始したものの、双方の立場の違いから、2004年11月以降、交渉が中断している。

日本のEPAの現状（2011年2月現在）



しかし、2008年4月の日韓首脳会談で日韓EPAの重要性について一致したことを受け、同年及び2009年に、交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を4回開催した。また、2010年5月の日韓首脳会談において交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致したことを受け、9月に局長級の事前協議を行うなど、早期の交渉再開を目指した協議が続けられている。

(イ) 湾岸協力理事会 (GCC)

日本に対する原油供給国として極めて重要な位置を占めるGCC¹諸国との間で、より一層の経済関係強化を図る観点から、2006年9月にFTA交渉を開始し、2010年末までに2回の交渉会合及び4回の中間会合を行った。

(ウ) オーストラリア

エネルギーや食料の主要な供給国という経済面のみならず、政治・安全保障の面でも密接な関係にあるオーストラリアとは、同国からの強い要望を踏まえ、2007年4月にEPA交渉を開始し、2011年2月までに12回の交渉会合を行った。2010年11月にオーストラリアを訪問した前原外務大臣は、同国とEPA交渉の前進を図っていくことで一致した。

共同研究など

(ア) モンゴル

2010年、石炭や銅など鉱物資源の豊富なモンゴルとの間でEPA官民共同研究を立ち上げ、6月及び11月に共同研究会合を開催した。11月のエルベグドルジ大統領訪日の際に、2010年度内に提出される予定の共同研究報告書を踏まえ、2011年度早期の交渉開

始に向けて検討を加速することで一致した。

(イ) 日中韓

2003年以降、日中韓FTAに関する民間研究が行われていたが、2009年10月の日中韓サミットを受け、政府関係者の参加を含む産官学共同研究が立ち上げられることとなった。2010年5月、9月及び12月に共同研究会合が開催され、2012年目途で成果を取りまとめるべく研究が進められている。

(ウ) 欧州連合 (EU)

2009年5月の日・EU定期首脳協議を受け、「幾つかの特定の非関税案件」に焦点を当てて作業を行うこととなった。また、2010年4月の日・EU定期首脳協議にて、「合同ハイレベル・グループ (JHLG)」を設置し、その中で日・EU経済関係を包括的に強化するための「共同検討作業」を行うことで一致した。JHLGについては、10月及び11月の日・EU首脳協議においてその作業の進捗が報告され、12月には「幾つかの特定の非関税案件」について一致するとともに、幾度にわたり、活発な協議が行われた。

(エ) カナダ

2007年10月に終了した全般的な日加経済関係についての「日加経済枠組み共同研究」において、日加両国はEPAの可能性を再検討するとされた。2011年11月の日加首脳会談において、日加間の経済連携に前向きに対処していくことで一致したことを受け、2011年2月の日加次官級経済協議での議論を踏まえ、日本とカナダとのEPAの可能性に関する共同研究を開始することで一致した。

¹ GCC：湾岸協力理事会 (Gulf Cooperation Council)。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の6か国から成る。

経済連携強化に向けた取組のスケジュール（2011年2月現在）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年				
締結済み	シンガポール	2002年11月発効 見直し交渉	3月改正議定書署名 6月国会承認					<ul style="list-style-type: none"> 2002年1月署名、同年11月30日発効。 改正議定書に関し、2007年3月19日署名。同年9月2日発効。 2007年11月27日、原産地規則の品目別規則などの改正に関する外交上の公文を交換。（2008年1月1日発効。） 		
	メキシコ	2005年6月追加議定書につき交渉開始	追加議定書交渉 国会審議 4月発効					<ul style="list-style-type: none"> 2004年9月署名、2005年4月1日発効。 一部商品の関税割当の枠内税率などを定める議定書が2007年4月1日発効。 		
	マレーシア	2004年1月交渉開始 4月国会承認	国会審議 7月発効					<ul style="list-style-type: none"> 2005年12月署名、2006年7月13日発効。 		
	チリ	2月交渉開始 交渉	3月署名 6月国会承認 国会審議 9月発効					<ul style="list-style-type: none"> 2007年3月27日署名、同年9月3日発効。 		
	タイ	2004年2月交渉開始 交渉	4月署名 6月国会承認 国会審議 11月発効					<ul style="list-style-type: none"> 2007年4月3日署名、同年11月1日発効。 		
	インドネシア	2005年7月交渉開始 交渉	8月署名 5月国会承認	国会審議 7月発効				<ul style="list-style-type: none"> 2007年8月20日署名、2008年7月1日発効。 		
	ブルネイ	2月 6月交渉開始 準備協議 交渉	6月署名 5月国会承認	国会審議 7月発効				<ul style="list-style-type: none"> 2007年6月18日署名、2008年7月31日発効。 		
	ASEAN全体	2005年4月交渉開始 交渉		4月署名完了 国会審議	12月発効 6月国会承認			<ul style="list-style-type: none"> 2008年4月14日、日本及び全ASEAN構成国の署名完了。 日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの間では同年12月1日、ブルネイの間では2009年1月1日、マレーシアの間では同年2月1日、タイの間では同年6月1日、カンボジアの間では同年12月1日、フィリピンの間では2010年7月1日発効。 		
	フィリピン	2004年2月交渉開始 12月国会承認 交渉	9月署名 国会審議			12月発効		<ul style="list-style-type: none"> 2006年9月9日署名。同年12月臨時国会にて承認。 2008年10月8日にフィリピン上院にて承認。 2008年12月11日発効。 		
	スイス	2005年4月政府間共同研究会開始 共同研究会	3月準備国会 5月交渉開始	9月大筋合意 交渉	国会審議 2月署名	9月発効		<ul style="list-style-type: none"> 2007年1月19日の日・スイス電話首脳会談にてEPA交渉立ち上げを決定。 2009年2月19日署名。 2009年9月1日発効。 		
ベトナム	2月共同検討会合	1月交渉開始 交渉	9月大筋合意 12月署名	国会審議	10月発効		<ul style="list-style-type: none"> ズン首相の訪日時の日越首脳会談（2006年10月19日）にて、2007年1月からの交渉入り決定。 2008年12月25日署名。 2009年10月1日発効。 			
交渉段階	韓国	2003年12月交渉開始		交渉中断中			?	<ul style="list-style-type: none"> 2004年11月以来交渉中断。 2008年4月の日韓首脳会談での合意を受け、交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を開催（2008年6月、12月及び2009年7月、12月）。2010年5月の日韓首脳会談にて交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致した。同年9月、交渉再開に向けた局長級事前協議を開催。 		
	GCC	5月準備国会	9月交渉開始 交渉					?	<ul style="list-style-type: none"> 2006年4月、GCC諸国全体との間で物品とサービス貿易の分野を対象としたFTA交渉を開始することで一致。 2007年1月21～22日に第2回交渉会合を開催。 2009年3月29日～31日に第4回中間会合を開催。 	
	インド	2005年7月共同研究会開始 共同研究会	1月交渉開始 交渉			9月大筋合意			<ul style="list-style-type: none"> 2006年12月15日の日印首脳会談にて、EPA交渉の立ち上げを決定。 2010年9月9日に第14回交渉会合を開催。協定交渉の大筋合意を確認。 2010年10月25日に両首脳間で交渉の完了を宣言。 2011年2月16日に、前原外務大臣とジャラルマ商工相との間で署名。 	
	豪州	2005年11月共同研究会開始 共同研究会	4月交渉開始 交渉						?	<ul style="list-style-type: none"> 2006年12月、共同研究「最終報告書」を取りまとめ。同年12月の日豪電話首脳会談にて、EPA交渉立ち上げを決定。 2011年2月7日～10日に第12回交渉会合を開催。
	ペルー				3月準備国会 5月交渉開始 交渉	11月交渉完了を宣言			<ul style="list-style-type: none"> 2008年11月の日・ペルー首脳会談において、EPA交渉の開始に向けて、前向きに検討していくことで一致。 2009年4月14日の日・ペルー電話首脳会談にて、EPA交渉開始を決定。 2010年10月28日～11月5日に第7回交渉会合を開催。同年11月14日に両首脳間で交渉の完了を宣言。 	

▶ 政府間共同研究／産官学共同研究
 ▶ 交渉
 ▶ 国会審議
 ▶ 発効済みのもの

日本と各国とのEPAの主な内容

国名	発効年月日	自由化率 (往復額ベース)	主な章※1											経済指標				
			税関手続	SPS / TBT	相互承認	電子商取引	サービスの貿易	自然人の移動	投資	政府調達	知的財産	競争	ビジネス環境の整備	協力	エネルギー・鉱物資源	日本からの直接投資※2 (単位：億円)	(合弁企業、駐在出張所等を含む) 進出日系企業総計※3	
GCC	交渉中															—	—	
韓国	交渉中															936	543	
オーストラリア	交渉中															5,622	694	
ハルバー	交渉完了															47	36	
インド	署名済	約93.7%	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	2,411	1,049	
欧州	スイス	2009. 9. 1	約99.3%	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	126	128	
ASEAN	ベトナム	2009. 10. 1	約92%	○	○	—	—	○	○	— ※5	— ※6	○	○	○	○	—	636	948
	フィリピン	2008. 12. 11	約94%	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	433	954	
	ASEAN	2008. 12. 1	約92%	—	○	—	—	○ ※7	—	○ ※7	—	—	—	○	—	7,711	—	
	ブルネイ	2008. 7. 31	約99.9%	○	—	—	—	○	—	○	— ※8	— ※9	—	○	○ ※10	13	8	
	インドネシア	2008. 7. 1	約92%	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	409	1,287	
	タイ	2007. 11. 1	約95%	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	1,983	1,366	
	マレーシア	2006. 7. 13	約97%	○	○	—	—	○	—	○	—	○	○	○	—	906	1,121	
	シンガポール	2002. 11. 30	約98%	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	3,319	721	
中南米	チリ	2007. 9. 3	約92%	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	508	76	
	メキシコ	2005. 4. 1	約96%	○	— ※11	—	—	○	○	○	○	—	○	○	—	691	399	

※1 独立した章が存在する場合は○を記載。ただし、実際の協定中の章の名前が上記の表にある分野名と若干異なる場合がある。また、章がなくとも、協定内に関連する規定が存在する場合がある。
 ※2 日本からの直接投資の出典：日本銀行「国際収支統計」平成22年中 対外・対内直接投資
 ※3 進出日系企業総計の出典：外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」平成22年速報版（平成21年10月1日現在）
 ※4 「経済関係の緊密化」章が設けられている。
 ※5 二国間の投資協定が組み込まれ、協定の一部となっている。
 ※6 ビジネス環境の整備章の中に、政府調達分野における透明性、公正・効果的な方法による実施に関する努力義務規定（第106条）がある。

※7 実体的な規定に関する交渉を継続している。
 ※8 ビジネス環境の整備章の中に、政府調達分野における最惠国待遇、透明性、公正・効果的な方法による実施に関する努力義務規定（第98条）がある。
 ※9 ビジネス環境の整備章の中に、知的財産分野に関し、知的財産保護制度の整備、国際協定遵守・加入、制度運用の透明性・手続簡素化、権利行使、啓発に係る努力義務規定（第97条）がある。
 ※10 エネルギーのみを対象としている。
 ※11 物品の貿易章の中に独立の「節」が設けられている。

Ⅱ 広域経済連携

(ア) 東アジア自由貿易圏 (EAFTA) 構想、東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想

ASEAN諸国と日中韓の計13か国による東アジア自由貿易圏 (EAFTA) 構想及びこれらにオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた16か国によるCEPEA構想については、2009年10月、民間研究報告書の提言を政府間で議論・検討することで一致した。原産地規則、関税品目表、税関手続及び経済協力の4つのワーキンググループが立ち上げられた。2010年10月のASEAN+3首脳会議及び東アジア首脳会議において、ワーキンググループの作業の進展及びEAFTAに関する中国とCEPEAに対する日本のコンセプトペーパーをそれぞれ歓迎した。

(イ) 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定

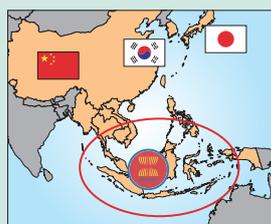
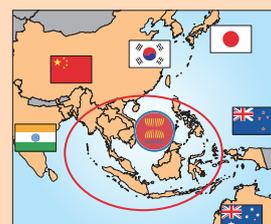
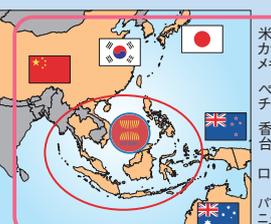
TPP協定は、現在、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム及びマレーシアの9か国で交渉中のFTAである。

TPPについては、2011年11月に決定した「包括的経済連携に関する基本方針」において、情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内環境の整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を行っていくことを決定し、情報収集や協議を開始した。

(ウ) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)

FTAAPは、APEC参加国・地域間の自由貿易圏であり、APECなどで議論されている構想である。2010年11月のAPEC首脳会議において、FTAAPについては、ASEAN+

アジア太平洋における広域経済連携に向けた取組

<p>東アジア自由貿易圏構想 (East Asia Free Trade Area (EAFTA)) 【ASEAN+3 (日、中、韓)】</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・2005年4月 中国の提案により民間研究開始。 ・2009年10月のASEAN+3首脳会議の結果を踏まえ、政府間での協議を開始。ASEAN+6と共通で4つのワーキンググループを立ち上げ(当初はASEANのみで議論)。 ・2010年8月 ASEAN関連経済大臣会合にて、中国から、ASEAN+3での貿易円滑化に関するロードマップを提案。 ・2010年9月にASEANに設けられたワーキンググループが対話国を交えて、議論を開始。 ・2010年10月 ASEAN+3首脳会議において、ワーキンググループの作業が進められていることを歓迎。 	<p>東アジア包括的経済連携構想 (Comprehensive Economic Partnership in East Asia (CEPEA)) 【ASEAN+6 (日、中、韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド)】</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・2007年6月 日本の提案により民間研究開始。 ・2009年10月のEASの結果を踏まえ、政府間での協議を開始。ASEAN+3と共通で4つのワーキンググループを立ち上げ(当初はASEANのみで議論)。 ・2010年8月 ASEAN関連経済大臣会合にて、日本から、ASEAN+6での経済統合についてのコンセプトペーパー「イニシャル・ステップ」を提案。今後首脳に報告される予定。 ・2010年9月にASEANに設けられたワーキンググループが対話国を交えて、議論を開始。 ・2010年10月 EASにおいて、ワーキンググループの作業が進められていることを歓迎。 	<p>アジア太平洋自由貿易圏 (Free Trade Area of the Asia-Pacific (FTAAP))</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・2006年11月 APEC首脳会議(於:ハノイ)にてFTAAPの研究につき一致。 ・2009年11月 APEC首脳会議(於:シンガポール)にてFTAAPへのありべき道筋を探ることにつき一致。 ・2010年6月 APEC貿易担当大臣会合において、FTAAPへのありべき道筋について、11月に横浜で首脳に報告することを確認。 ・2010年11月 APEC首脳宣言「横浜ビジョン」でFTAAPの実現に向けて具体的な手段をとることを宣言。
<p>環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・2002年 ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、チリで交渉開始。 ・2006年 上記4か国につき協定発効。 ・2008年3月 投資・金融サービス交渉に、米国も参加。 ・2008年9月 米国が、包括的参加のための交渉立ち上げを発表。 ・2008年11月 オーストラリア及びペルーが、交渉参加を表明。 ・2009年11月 オバマ米国大統領は、東京での演説で、米国がTPPへ関与する旨表明。 ・2010年3月 シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始。 ・2010年10月 第3回交渉会合開催。マレーシアが新規参加。 ・2010年11月 APECの際に交渉参加国が初の首脳会合を開催。日本はAPEC議長国として招待を受け、オブザーバー参加。 		<p>日中韓FTA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年6月 民間研究開始。 ・2009年10月 日中韓サミットにおいて、日中韓FTA産官学共同研究の立ち上げについて一致。 ・2010年5月 産官学共同研究第1回会合を開催。 ・2010年9月 産官学共同研究第2回会合を開催。 ・2010年12月 産官学共同研究第3回会合を開催。

3、ASEAN + 6、TPP協定などの現在進行している地域的な取組を基礎として、更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべきであり、その実現に向けて具体的措置をとっていくことで一致した。

オ 発効済みの協定

締結済みのEPAには、合同委員会や分野ごとの各種小委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の一部又は全体の見直しを行う規定があり、締結済みのEPAの活用を促進するために様々な協議が続けられている。

(2) インフラ海外展開

2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、特に経済成長への貢献度が高いと考えられる国家戦略プロジェクトの1つとして、「パッケージ型インフラの海外展開」の推進が含まれたことを受け、日本の優れた技術を活用し、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどの重点分野を中心にインフラ整備支援をパッケージとして、アジア、そして世界に展開するため、政府が一体となりオールジャパンで民間企業の取組を後押しする様々な取組が行われている。

2010年9月には、「新成長戦略実現会議」（議長：総理大臣）の下、政治主導で機動的な判断を行うために「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」（議長：内閣官房長官）の開催が決定され、2011年2月末までに計8回の会合が行われた。

外務省においてもインフラの海外展開に関連する情報や知見を一元的に集約する体制を整備するために、2010年10月、外務大臣を本部長とする「インフラ海外展開推進本部」を設置し、外務省経済局内に「インフラ海外展開推進室」を設置した。その後、経済外交の各分野について進捗状況を総括し、経済外交の一層の進展に向け、省内関係部局に対し

て具体的な指示を行うため、12月に「経済外交推進本部」が設置された²。また、49か国56公館において「インフラプロジェクト専門官」を指名した。同専門官は、各在外公館においてインフラプロジェクトに関する情報の収集・集約を行うとともに、国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）といった現地関係機関や商工会などとの連絡・調整を行う際の窓口となるなど、インフラ海外展開に向けた支援を担当する。

外務省を始めとする関係省庁では、大臣など政務レベルによるトップセールスを関係国に対して行うなど、積極的な取組を行っている。また、各国の事情を的確に把握し、それぞれの需要に応じたインフラ海外展開を進めべく、各地域別の大使会議の場などを利用し、有益な意見交換を行っている。

こうした官民連携、省庁横断的な取組、トップセールスなどの働きかけが成果を上げ、2010年10月、日本がベトナムの原子力発電所第2サイト建設の協力パートナーに決定されるなどの具体的な成果が出ている。今後ともインフラの海外展開を着実に進めていく考えである。

2 「インフラ海外展開推進本部」は「経済外交推進本部」の設置に伴い発展的に解消。


 Column

ベトナムのインフラ整備支援

私がベトナムを初めて訪れたのはちょうど20年前、カンボジア和平成立後、日本政府が政府開発援助（ODA）再開に向け準備を始めた頃でした。ハノイの空港を出ると、辺りは漆黒の闇、ハノイ市内への玄関口となるタンロン橋まで随分遠かったと記憶しています。

今は高速道路を15分余り走り、右手にキヤノン、パナソニックといった工場の看板が見えれば、そこは日系の製造業が集積するタンロン工業団地、そしてすぐにハノイ市内です。また、カトリーヌ・ドヌーヴ主演の映画「インドシナ」の舞台にもなった世界遺産のハロン湾は、以前は泊まりがけでしか行けませんでした。ハノイからの日帰り観光コースになっています。これは全てベトナムのインフラ整備が進んだおかげです。

それでも年6～7%の経済成長を遂げ、中進国入りしたベトナムが直面する最大の問題は、インフラ整備の遅れです。停電とは無縁だったタンロン工業団地も、2010年開設以来初めてという計画停電を経験しました。近年の水不足もあり、伸びる電力需要に対応できなくなったのです。産業の血液である電力が不足すれば、日系の製造業のみならずベトナム経済にとっても深刻な打撃です。問題は電力不足だけではありません。物流を支える道路、港湾、ハノイ及びホーチミンの都市交通、上下水道など、課題は山積しています。このような切迫した状況への対応策の一つとして、ベトナムは2020年までに原子力発電所の運転開始を目指しています。

アジアの先進国であり、最大のODA供与国である日本の資金と技術を取り入れてインフラ整備を進めたいとのベトナムの思いにできる限り応え、共に成長していきたいと思います。

在ベトナム日本大使館 ^{あいぼし} 相星 孝一
（インフラプロジェクト専門官）



筆者。タンロン工業団地前にて（ベトナム・ハノイ）



日本の政府開発援助（ODA）により完成したカントー橋（ベトナム・カントー 写真提供：大成建設株式会社）

(3) 経済安全保障

ア エネルギー・鉱物資源

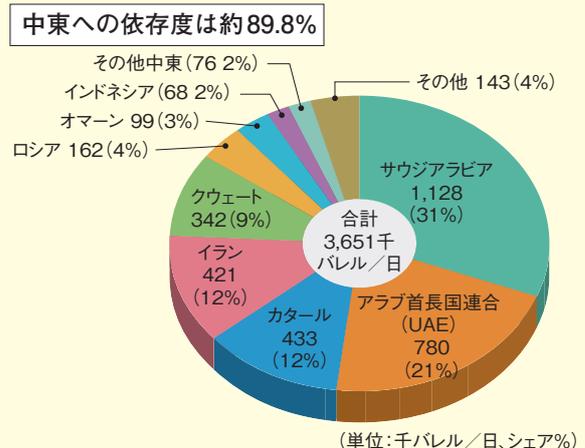
原油価格は2008年に過去最高値（1バレル当たり147.27米ドル）を記録したが、2009年には世界的な景気低迷を受け一時30米ドル台半ばまで下落し、2010年は70～80米ドル台を中心に推移（いずれもWTI³原油価格）するなど大幅な変動を記録し、鉱物資源の価格も同様に変動した。こうした資源価格の大幅な変動は、世界経済の大きなリスク要因となっている。また、エネルギー・鉱物資源の需要が増大する新興国との関係や気候変動問題への対応など、多国間の国際的取組に積極的に参加し、関係各国と連携・協調しつつ、日本及び世界の資源安全保障の強化に取り組むことが近年ますます重要となっている。さらに、2010年は、中国の日本向けレアアース輸出停滞問題をきっかけに、日本が海外からの輸入に依存している資源の主要供給国との関係の維持・強化や供給源の多角化の重要性が高まり、資源の安定供給確保に向けた外交的取組の強化を進めている。

(ア) 資源の安定供給の確保

日本への資源・エネルギーの安定供給を確保するため、日本は資源産出国との二国間関

係を強化し、中東を始めとする資源産出地域の安定などの環境整備に努めている（第2章第6節「中東と北アフリカ」を参照）。同時に、サハリン島沖合や東シベリア地域の石油・天然ガス開発生産や、ベトナムやカザフスタンなどにおけるレアアース開発に関する官民一体の取組などを通じ、資源・エネルギー供給源の多角化の推進も図っている。さらに、原油総輸入量の約9割が通過する中東から日本までの海上輸送路及びソマリア沖・アデン湾などの重要な海上輸送路における航行の安全確保が重要な課題となっている。日

日本の原油輸入（2008年）



(注) サウジアラビア、クウェートは分割地帯からの輸入量をそれぞれ50%含む。

(出典:石油連盟「石油資料月報」2010年3月)

WTI原油価格動向（2006年3月～2011年2月）



3 WTI：ニューヨーク商業取引市場の石油指標銘柄であるウエスト・テキサス・インターミディエート（West Texas Intermediate）の略。北海ブレント、ドバイとともに世界的な指標原油の一つ。

本は沿岸各国に対し、海賊の取締り能力の向上や関係国間での情報共有を通じた協力や航行施設の整備を行う他、ソマリア沖・アデン湾へ自衛隊を派遣して世界の商船の護衛活動を実施するなど、様々な取組を行っている。また、日本の総発電量の約3割を占める基幹電源である原子力発電の安定的な稼働を確保するため、日本は、原料となるウランの確保に資する二国間関係（カザフスタンなど）の強化などに取り組んでいる（原子力の平和的利用については、第3章第1節3「軍縮・不拡散・原子力の平和的利用」を参照）。

(イ) 国際機関との連携の強化、国際協調・協力の推進

3月にカンクン（メキシコ）で開催された第12回国際エネルギー・フォーラム（IEF）閣僚級会合では、エネルギー市場の透明性の向上などを中心に議論が行われ、IEFを通じた産油国と消費国の対話（産消対話）の構造の強化及びエネルギー市場の大幅な変動の抑制を目的とするカンクン閣僚宣言が採択された。日本は同宣言の作成に積極的に参加し、産消対話の強化を通じたエネルギー市場の安定化に貢献した。

日本は、エネルギー安全保障の強化及び低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力、海洋利用など）の普及及び利用促進を重視しており、7月にはその普及のための政策助言を目的とする新しい国際機関である国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章を締結し、IRENAの加盟国となった。IRENAは、2011年4月の第1回総会を経て本格的な活動を開始することとなる。

また、国際エネルギー機関（IEA）は、石油供給途絶時における緊急対応や幅広いエネ

世界の地域別需要の見通し



2035年のエネルギー需要は2008年に比して約37%増加する見込み

(注) チリ、イスラエル、スロベニアは2010年にOECDに加盟したが、加盟手続きが継続中等の理由によりOECD諸国には含まれない。

出典：IEA国際エネルギー機関World Energy Outlook 2010

ルギー関連研究・調査分析などを行っている。日本はIEA非加盟国との協力の下で開催されたエネルギーと持続可能性のためのパートナーシップ会合や、低炭素エネルギー技術プラットフォームのハイレベル会合に積極的に参加し、グローバルなエネルギー安全保障の強化及び低炭素社会の実現のための貢献に努めた。

6月に開催した第9回APECエネルギー大臣会合（於：福井）では、エネルギー安全保障、省エネルギー（省エネ）などについて議論を行い、日本の主導により、緊急時対応能力の強化のための石油備蓄や緊急時対応訓練の推進、省エネの一層の推進とクリーンエネルギーの導入拡大を通じたグリーン成長の実現に向けた取組について一致した。また、国際省エネルギー協力パートナーシップ（IPEEC）やクリーンエネルギー大臣会合（CEM）の枠組みを通じて、省エネの普及・促進のためのイニシアティブを提案・主導し、エネルギー消費が大きく拡大している新

主要各国におけるエネルギー輸入依存度(2007年)

(単位：%)

	全一次エネルギー	石油	石炭	天然ガス
イタリア	87.8	94.5	99.4	88.4
韓国	84.4	99.6	97.6	98.9
日本	83.3	99.7	100.0	95.7
ドイツ	64.3	96.8	37.6	84.7
フランス	55.6	99.1	98.2	97.6
英国	43.9	51.0	73.3	28.7
米国	33.5	69.0	3.7	19.4
インド	29.8	79.0	14.0	28.9
カナダ	16.6	26.1	28.6	6.3
中国	11.6	52.5	2.1	5.5
ロシア	1.8	0.6	8.2	1.1

注：一次エネルギーに含まれる原子力については、IEAの統計では国産エネルギーとして換算されている。
 出典：IEA Energy Balances of OECD Countries 2009
 IEA Energy Balances of NON-OECD Countries 2009

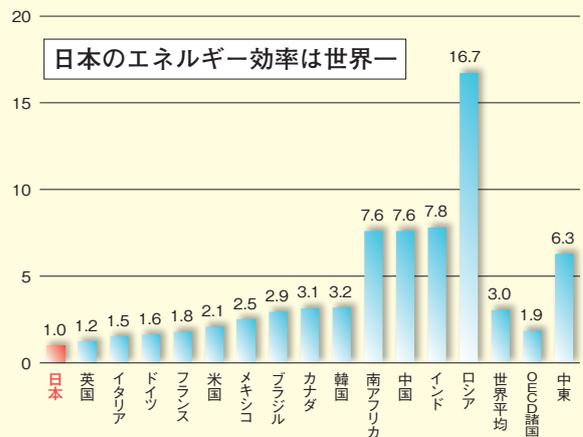
興国とのエネルギー効率の改善に向けた協力を積極的に推進した。

また、エネルギー原料・製品の貿易の自由化、通過の促進、エネルギー関連投資の促進・保護などについて規定するエネルギー憲章条約（ECT）は、法的側面から世界のエネルギー安全保障を支える重要な枠組みと言える。ECTに基づく国際仲裁案件が活用される機会は年々増加しており、世界のエネルギー安全保障確保に大きく貢献している。日本は、アジア地域における締結国拡大に向けて働きかけを行うなど、積極的な取組を行った。

有限なエネルギー・鉱物資源の適切な開発・利用に関する採取産業透明性イニシアティブ（EITI）は、石油、天然ガス、鉱物資源などの開発に関わるいわゆる採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることにより不正・腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる資源開発を促進することを目標に掲げており、6月のG8ムスコカ・サミット（於：カナダ）でもその重要性が確認された。日本は、2010年1月にEITIに焦点を当てた国際セミナーを開催す

GDP当たりのエネルギー消費量の各国比較(2007年)

同じ経済活動を行うのに必要とするエネルギー投入量の比較(2007年)
 (一次エネルギー消費量(石油換算トン)/実質GDPを、日本=1として換算)



出典：IEA Energy Balances of OECD Countries 2009
 IEA Energy Balances of non-OECD Countries 2009

るなど、世界全体の長期的な資源安全保障の強化に積極的に取り組んでいる。

イ 食料安全保障

2008年に歴史的な高騰を記録した食料価格は同年夏には下落基調に転じたが、2010年夏に干ばつによる生産減少によりロシアなどが穀物の輸出禁止措置を導入して以降、穀物価格は再び上昇傾向を見せている。世界の栄養不足人口は、経済・金融危機からの回復に伴い、10億2,000万人から9億2,500万人まで減少することが見込まれるが、依然として高水準であることに変わりなく、国連食糧農業機関（FAO）は、^き飢餓の水準を1990年から2015年までに半減させるとのミレニアム開発目標（MDGs）の達成は厳しい状況にあると公表している。食料不安に苦しむ開発途上国の人々の窮状を緩和し、MDGsの達成に貢献することは引き続き日本の責務である。同時に、日本は世界最大の食料純輸入国であり、日本及び世界の食料安全保障の強化は外交政策の基本目標の一つである。日本は4月に「責任ある農業投資に関するラウンドテーブル」（於：ワシントン）を米国、アフリカ

連合（AU）、関係国際機関と共催するなど、国際社会の取組を主導するため、積極的な外交を展開している。

(ア) 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

2009年7月のG8ラクイラ・サミット（於：イタリア）において開発途上国主導の農業開発を実現するために27か国及び関係国際機関が署名した「世界の食料安全保障に関するラクイラ共同声明」に基づき、日本は、2010年から2012年までの3年間で、インフラを含む農業関連分野において少なくとも30億米ドルの支援を行うことを表明し、着実に実施を進めている。6月のG8ムスコカ・サミット（於：カナダ）では、ラクイラで12か国及び欧州委員会（EC）が表明した220億米ドルの約束に対するトラッキング表（各国に想定される拠出額をまとめた表）及び支出状況を公表し、説明責任の向上に努めた。

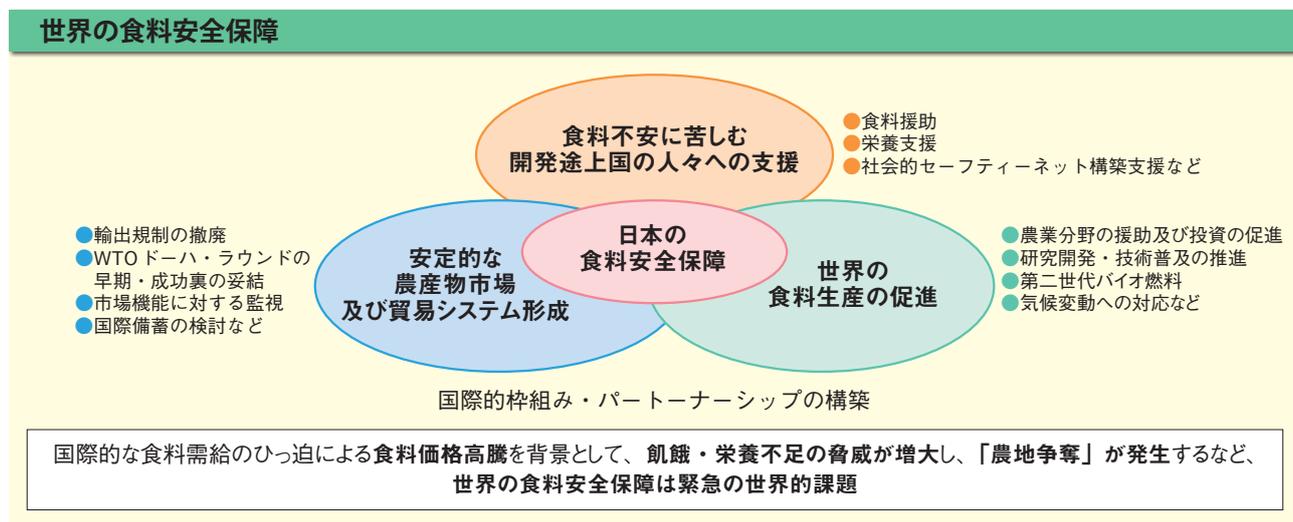
(イ) APEC 食料安全保障担当大臣会合

新潟市において、初めてのAPEC食料安全保障担当大臣会合を10月に開催し、「持続可能な農業の発展」と「投資、貿易及び市場の円滑化」をテーマに議論を行った。食料安

全保障は将来に向けた地域共通の課題となっている。経済技術協力、ネットワークの形成、政策協調を進め、農業生産性の向上と生産増大、農業災害対策、環境問題への対応、責任ある農業投資の促進、食料や農産物の貿易円滑化、農産物市場の信頼性の強化、食品安全措置の改善など広範な分野における共通認識を取りまとめた「APEC食料安全保障新潟宣言」が採択され、各参加国・地域から提案された具体的措置から成る「APEC食料安全保障行動計画」が策定された。

(ウ) 責任ある農業投資（RAI）の促進に向けた日本の取組

日本は、開発途上国に対する大規模な国際農業投資の増加が、将来の世界の食料安全保障に重大な影響を与え得るとの懸念から、当初から、責任ある国際農業投資を促進するための行動原則及び国際的枠組みの策定の具体化を図ってきた。4月には「責任ある農業投資に関するラウンドテーブル」を共催し、原則策定、具体化に向けた取組の着手、開発途上国の投資受入れ判断などに関する能力開発の必要性などに関する認識を共有した。また、2009年8月に発表した日本自身の行動原則である「食料安全保障のための海外投資促



進に関する指針」を踏まえ、現在は、官民連携モデルの具体化に向け、現地調査を含めた情報収集などを進めている。

ウ 海洋（大陸棚）

国土面積が小さく天然資源の乏しい島国である日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵されている海底資源は、経済的な観点から重要である。日本は、海洋における権益を確保するため、国連海洋法条約⁴に基づき、200海里を超える大陸棚の限界を設定すべく、周辺海域の海底地形・地質調査を進めてきた。これらの検討と調査の結果、総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部会合の決定に基づき、2008年11月、大陸棚限界委員会（CLCS）に対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。2009年9月、CLCSは日本の申請を審査する小委員会を設置し、審査が開始された。2010年も引き続き審査が行われている。

エ 漁業（マグロ・捕鯨問題など）

世界的な人口増加と食料不足の到来が予想される中、水産資源の持続可能な利用は、これまで以上に重要になっている。日本は世界有数の漁業国、水産物の消費国として、国際的な水産資源の適切な保存管理及びその持続可能な利用のための協力を積極的な役割を果たしている。

マグロ類は、広い海域を回遊するため、地域漁業管理機関を通じて資源の保存管理が行われているが、一部のマグロ類は資源の減少

が深刻になっている。特に大西洋クロマグロについては、2010年3月、ワシントン条約締約国会議において、商取引の禁止対象を特定する附属書Iへの掲載をめぐる議論が行われた（附属書への掲載提案は否決された。詳細は、第3章第2節2「地球環境問題」を参照）。日本は、マグロ類の漁業国であると同時に輸入国として、マグロ類資源の保存管理措置の強化に向けた議論を主導し、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては、前年に引き続き東大西洋クロマグロ総漁獲量の更なる削減が、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては、初めての太平洋クロマグロの漁獲規制が、それぞれ決定された。

捕鯨については、6月の第62回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合（於：アガディール（モロッコ））において、IWCの機能改善に向けた「IWCの将来」プロセスについて議論が行われた。日本は、科学に基づく議論を尊重すべきであると強調しつつ、全ての関係国がIWC議長及び副議長が提案した「包括的決定」⁵案を基に議論を行うよう主張したが、関係国間の基本的な立場に相違があり、全会一致での決定には至らなかった。このため、IWCにおいて協議を継続することとしつつ、2011年の次回会合まで、熟考期間を設けることとなった。日本は、科学的根拠に基づき鯨類の持続可能な利用を図るべきとの立場であり、IWCの正常化に向けて引き続き取り組んでいく方針である。

4 海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）では、沿岸国の領海を越えて200海里までの区域の海底などをその大陸棚と定めるとともに、大陸棚縁辺部が200海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質などが一定の条件を満たせば、沿岸国は200海里を越える大陸棚を設定できるとしている（1海里は1,852メートル）。

5 商業捕鯨、調査捕鯨といったカテゴリーを撤廃し、10年の暫定期間中、削減された捕獲頭数を認めるなどの内容。

(4) 観光立国の推進

観光立国の実現に向け、日本政府は2003年から官民一体となってビジット・ジャパン(VJ)事業⁶を行ってきた。2009年12月には、国土交通大臣を本部長とする「観光立国推進本部」が設置され、政府一丸となった一層の取組を推進していくこととしている。

外務省は、観光を経済外交の柱の一つと位置付け、アジアからの観光客を始めとした各国からの訪日外国人の増加に資するべく、観光庁を始めとする関係省庁、地方自治体などと協力しつつ、在外公館を活用して日本の魅力の発信に取り組んでいる。具体的には、在外公館施設を利用したプロモーション、セミナーや講演会の実施、海外における観光展や見本市などへの出展、観光パンフレットの配布やビデオ上映、インターネットによる情報発信などを通じて、日本の魅力の発信に努めている。また、15の重点市場国・地域⁷においては、在外公館長を会長とするVJ事業現

地推進会を計21か所立ち上げて、外国人旅行者の訪日促進に向けた連携や情報共有を図っている。さらに、政府全体として国際会議や国際スポーツイベントの開催や誘致推進に取り組んでおり、外務省は、在外公館による働きかけなどを通じて積極的に誘致活動を支援している。

訪日観光査証(ビザ)についても弾力化への見直しを行った。2010年7月1日から1年間を試行期間として、中国個人観光客に対する査証発給基準を緩和し、申請受付公館及び取扱い旅行会社の拡大並びに査証発給対象条件の緩和を図った。また、健康診断、治療などの医療及び関連サービスを観光とも連携して促進していくため、2011年1月から医療滞在ビザの運用を開始した。今後も観光庁など関係機関と連携し、出国日本人数と比較してまだ低い水準にとどまっている訪日外国人旅行者数の増加に向けて取り組んでいく方針である。

(5) ジャパン・ブランドの発信

外務省として、「人づくり」、「技術」、「文化」といった日本が誇る魅力を世界へ発信・共有し、これを日本と世界の成長につなげていくことを目指し、「ジャパン・ブランドの発信」を経済外交の第5の柱に据えた。

日本にとって「人づくり」での取組は大きな実績と更なる可能性を有する分野である。積極的な海外からの人材受入れ・育成とグローバルに活躍できる日本人の人材育成を進め、多種多様な人材が相互に刺激し合うこと

によって創造性を高める環境を整備するとともに、「人づくり」を通じて日本と世界の経済成長に貢献することが重要である。そのために、留学生・JICA研修員などに日本の技術や経験を学んでもらうとともに、こうした人材とのネットワークの構築を通じて、日本の技術などを海外で展開するための足がかりを作る。また、日本の人づくりの経験やノウハウそのものの海外での普及にも取り組んでいる。例えば、マレーシアでは、将来の

⁶ 具体的には15の重点市場国・地域において、在外公館長を会長とするVJ事業現地推進会を計21か所立ち上げて、外国人旅行者の訪日促進に向けた連携・情報共有を図っている。また、在外公館施設を利用したプロモーション、セミナーや講演会の実施、海外における観光展や見本市などへの出展、観光パンフレットの配布やビデオ上映、インターネットによる情報発信などを通じて、日本の魅力のアピールに努めている。

⁷ 韓国、中国、台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、インド、カナダ、オーストラリア、米国、英国、フランス、ロシア、ドイツ。

ASEAN諸国の学生の受入れも念頭に、日本の工学教育を英語で実施するマレーシア日本国際工科院を設立する準備を、日本の大学の協力の下で進めている。

「技術」の分野では、新成長戦略に規定されたグリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションによる成長を支えるべく、環境や医療分野での日本の優れた技術・製品の普及を図っている。技術の普及に当たっては、同時に海外における知的財産権の保護が重要であることから、模倣した物品の取引の防止に関する協定（ACTA）を日本が中心となって策定した。今後はこの早期発効、加盟国拡大に取り組む。

さらに、「文化」の分野では、世界で高い評価を得ている、いわゆる「クールジャパ

ン」と呼ばれる日本のマンガやアニメ、ファッション、デザイン、日本食などを海外へ積極的に発信するとともに、日本語の普及にも努め、これをビジネスにもつなげる取組を進めている。外務省として、在外公館のネットワークや国際交流基金のノウハウを生かしながら、多様な日本の魅力を海外へ発信することで、政府全体で推進しているクールジャパン戦略に貢献する。

このように、日本のことをもっと知りたい、交流したい、日本製品を買いたい、使いたいといった人を増やしていくために、関係省庁や民間の様々な主体と連携しつつ、日本の魅力を海外に発信し、ジャパン・ブランドを発信する取組を強力に進めていく方針である。

3 世界経済回復に向けた政策協調

2008年に発生した経済・金融危機後、先進国と新興国が緊密な政策協調を行った結果、2010年には、世界経済は緩やかな回復基調へ戻った。しかし、世界経済は依然として下方リスクを伴う脆弱性を内包しており、日本やその他の主要国は、世界経済の持続的成長の実現に向けて、G20、G8、経済協力開発機構（OECD）などの枠組みを通じた政策協調を継続している。

2010年前半には、ギリシャの財政問題を契機にソブリン・リスク⁸に対する認識が広がった。5月のOECD閣僚理事会では、「雇用なき回復」を回避し、成長の源としてグリーン成長⁹などを重視することなどに加え、中長期的な財政再建の重要性も確認した。6

月のG8ムスコカ・サミット（於：カナダ）では、世界経済に関する先進国首脳間の非公式な議論において、菅総理大臣が財政健全化と経済成長の両立の必要性を主張し、日本の取組として、中期的な財政規律の在り方を決める「財政運営戦略」及び経済成長の拡大に向けた「新成長戦略」を策定した旨を説明した。続いて開催されたG20トロント・サミット（於：カナダ）では、新興国を含む各国首脳は財政健全化と経済成長の両立の重要性を確認し、とりわけ、先進国は財政健全化に向けて取り組むことを約束した。

また、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットで立ち上げた「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」の下、G20は

⁸ 国家の信用に対するリスク。政府による借入れや発行債券が債務不履行になるリスクを指す。
⁹ 環境の悪化、生物多様性の喪失、天然資源の持続できないような利用を防止しながら、経済の成長と発展を同時に達成する持続可能な経済成長のモデル。

2010年を通じて、持続的成長のための相互評価プロセスを推進した。G20トロント・サミットでは、先進国・新興国、経常黒字国・赤字国といったグループごとの政策提言を決定し、その後、11月に開催されたG20ソウル・サミットでは、各国の経済成長が一様でない中、このプロセスを更に強化するために、「ソウル・アクションプラン」を立ち上げ、金融・為替政策、貿易・開発政策、財政政策、金融改革、構造改革に向け、継続的に取り組むことで一致した。また、危機の原因の1つであった対外不均衡¹⁰が経済・金融危機後に縮小したものの、再び拡大していることもあり、今後、不均衡を判定するための参考となる指針を検討することで一致した。

経済・金融危機への対応として、G20を中心に進めてきた金融規制及び国際金融機関の改革については、9月に銀行自己資本・流動性の枠組み（バーゼルⅢ）について、10月にクォータ（出資割当額）倍増や新興国・開発途上国へのシェア移転などの国際通貨基金（IMF）改革につき一致し、各国首脳はソウルでこれを歓迎した。

このように、危機対応にめどがつきつつある中、G20は、中長期的な持続的成長の確保のための取組に軸足を移すようになった。G20ソウル・サミットでは、世界経済の持続的成長には、開発途上国の経済発展が必要との認識から、G20として初めて開発問題を取上げ、今後の取組を示す複数年行動計画を策

定した。菅総理大臣は、G20として開発に取り組むことを支援し、日本として、官民一体で開発途上国の経済発展に貢献するとの力強いメッセージを出した。さらに同サミットにおいて、G20諸国は、経済回復を下支えする貿易の重要性を認識しつつ、新たな貿易保護主義的措置はとらないとの2008年11月のG20ワシントン・サミットのコミットメントを再確認した。

経済問題が一義的な議論の対象であるG20に対し、G8は基本的価値を共有する主要先進国の集まりである。そのため、G8は主に開発や政治・安全保障分野で大きな役割を担っている。2010年はMDGsの達成期限の5年前となる節目の年であり（第3章第2節1「日本の国際協力」参照）、G8ムスコカ・サミットでは、主要援助国の集まりとして、MDGs達成の国際的取組を後押しするため、母子保健強化に向けた「G8ムスコカ・イニシアティブ」を打ち出した。日本は、2011年から5年間で最大500億円規模（約5億米ドル相当）の追加的支援を表明し、同イニシアティブの策定に大きく貢献した。

日本は、このようにG20、G8、OECDなどの国際的枠組みの主要メンバーとして重要な役割を果たしており、今後も積極的に貢献していく方針である。とりわけ、2011年はOECDの設立50周年であり、その将来の展望を描くに当たって日本の考えを反映していくことを目指している。

10 大規模な経常収支などの赤字又は黒字が継続する状態。

2010年のG8・G20サミット

① G8 ムスコカ・サミット (6月25～26日、於：カナダ)

- 日本から菅総理大臣が出席。議論を経て、首脳宣言及びテロ対策に関するG8首脳声明を発表。
- G8 (日本、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、EU) サミットに加え、アフリカ・アウトリーチ首脳会合 (アルジェリア、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、エチオピア (アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD) 運営委員会議長国)、マラウイ (アフリカ連合 (AU) 議長国))、拡大アウトリーチ首脳会合 (上記アフリカ諸国に加え、コロンビア、ジャマイカ、ハイチ) も開催。
- 開発については、母子保健の支援のための「G8 ムスコカ・イニシアティブ」を発表 (日本は最大500億円の追加支援を表明)。平和・安全保障については、韓国哨戒艦沈没事件に関し、北朝鮮に強いメッセージを表明。その他、世界経済や国際的枠組みの在り方につき非公式に議論。

② G20 トロント・サミット (6月26～27日、於：カナダ)

- 日本から、菅総理大臣、野田財務大臣が出席。議論を経て、首脳宣言を発表。
- 参加国・機関は、G20 (日本、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、EU、中国、インド、ブラジル、南アフリカ、韓国、オーストラリア、メキシコ、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、アルゼンチン)、スペイン、オランダ、ベトナム (ASEAN議長国)、エチオピア (NEPAD 運営委員会議長国)、マラウイ (AU議長国)、国連、IMF、世界銀行、金融安定理事会 (FSB)、OECD、WTO、国際労働機関 (ILO)。
- 世界経済については、財政健全化と成長の両立が重要との認識を共有し、先進国は財政健全化を約束。また、持続的成長のための相互評価プロセスでは、グループごとの政策提言に合意。その他、金融規制と国際金融機関の改革の加速に合意。

③ G20 ソウル・サミット (11月11～12日、於：韓国)

- 日本から、菅総理大臣、野田財務大臣が出席。議論を経て、首脳宣言を発表。
- 参加国は、G20、スペイン、ベトナム (ASEAN議長国)、エチオピア (NEPAD 運営委員会議長国)、シンガポール。これに加え、上記トロント・サミットの際と同様の国際機関が参加。
- 持続的成長のためのソウル・アクションプランを立ち上げ、金融・為替政策、貿易・開発政策、財政政策、金融改革、構造改革への継続的取組に合意。また、対外不均衡を判定するための「参考となるガイドライン」を今後検討することであり、クォータ倍増や新興国・開発途上国へのシェア移転などのIMF改革、銀行自己資本・流動性の枠組み (バーゼルⅢ) を歓迎。貿易については、新たな保護主義的措置をとらない (スタンスティル) とのコミットメントを確認し、輸出規制を含む新たな措置の是正を約束した上で、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けた交渉促進に合意。

世界経済の現状と今後の見通し (GDP成長率)

	実績		IMF世界経済見通し (2010年10月)			OECD (2010年11月)		
	2008	2009	2010	2011	2012	2010	2011	2012
世界全体	1.6	-2.0	3.7	3.3	3.7	n.a.	n.a.	n.a.
OECD全体	0.3	-3.4	n.a.	n.a.	n.a.	2.8	2.3	2.8
G8								
米国	0.0	-2.6	2.6	2.3	3.0	2.7	2.2	3.1
英国	-0.1	-4.9	1.7	2.0	2.3	1.8	1.7	2.0
イタリア	-1.3	-5.0	1.0	1.0	1.4	1.0	1.3	1.6
カナダ	0.5	-2.5	3.1	2.7	2.7	3.0	2.3	3.0
ドイツ	1.0	-4.7	3.3	2.0	2.0	3.5	2.5	2.2
日本	-1.2	-5.2	2.8	1.5	2.0	3.7	1.7	1.3
フランス	0.1	-2.5	1.6	1.6	1.8	1.6	1.6	2.0
ロシア	5.2	-7.9	4.0	4.3	4.4	3.7	4.2	4.5
EU	0.8	-4.1	1.7	1.7	2.1	n.a.	n.a.	n.a.
ユーロ圏	0.5	-4.1	1.7	1.5	1.8	1.7	1.7	2.0
アジア・大洋州								
インド	6.4	5.7	9.7	8.4	8.0	9.1	8.2	8.5
インドネシア	6.0	4.5	6.0	6.2	6.5	6.1	6.3	6.0
オーストラリア	2.2	1.2	3.0	3.5	3.5	3.3	3.6	4.0
韓国	2.3	0.2	6.1	4.5	4.2	6.2	4.3	4.8
中国	9.6	9.1	10.5	9.6	9.5	10.5	9.7	9.7
中南米								
アルゼンチン	6.8	0.9	7.5	4.0	3.0	n.a.	n.a.	n.a.
メキシコ	1.5	-6.5	5.0	3.9	5.0	5.0	3.5	4.2
ブラジル	5.1	-0.2	7.5	4.1	4.1	7.5	4.3	5.0
中東・アフリカ								
サウジアラビア	4.2	0.6	3.4	4.5	4.4	n.a.	n.a.	n.a.
トルコ	0.7	-4.7	7.8	3.6	3.7	8.2	5.3	5.4
南アフリカ	3.7	-1.8	3.0	3.5	3.9	3.0	4.2	4.5

(注1) ユーロ圏：オーストラリア、ベルギー、キプロス、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スペイン。
 (注2) 「実績」は各国統計に基づく。

4 国際経済分野の法秩序

(1) 多角的貿易体制の強化

ア 多角的自由貿易体制と日本

戦後日本の経済発展は、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）／WTOを中心とする多角的自由貿易体制に支えられてきたところが大きい。これまで、GATT体制の下での幾度かにわたる多角的貿易交渉（ラウンド）を通じて各国の関税が引き下げられ、1995年に設立されたWTOでは、規律の対象分野の拡大や各国の貿易政策の監視、紛争処理機能の強化がなされた。世界経済の持続的発展を確実なものとする上でも、WTO体制の下で、保護主義を抑止するとともに、ドーハ・ラウンド交渉を早期妥結に導くことが一層重要になっている。

イ 2010年のWTOドーハ・ラウンド交渉

WTOドーハ・ラウンド（正式名称は「ドーハ開発アジェンダ（DDA：Doha Development Agenda）」）交渉は、2001年の交渉開始後9年が経過したが、2008年7月の非公式閣僚会合決裂以降、世界貿易における主要なプレーヤーとなった新興国（特に中国、ブラジル、インド）と、これら新興国に対して一層の自由化を求める米国との対立が続き、膠着状態となった。2010年のAPECでは、日本は議長としてドーハ・ラウンド交渉の進展についても積極的な役割を果たした。6月の貿易担当大臣会合（於：札幌）及び11月の閣僚会議（於：横浜）では、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑

止について独立の声明が発表された他、11月のAPEC閣僚・首脳会議（於：横浜）では、各国の閣僚及び首脳間で、2011年が交渉妥結にとって極めて重要な「機会の窓」であることが確認され、交渉を加速化させることについて認識が共有された。これを受けて、2011年初頭から集中的な議論が行われている。

(ア) 農業

農業分野では、これまで、①一般的な関税削減の方式やその例外などの問題（市場アクセス（MA））、②貿易をゆがめる国内農業助成のための補助金など（国内支持）の削減、③輸出補助金などの撤廃（輸出競争）といった論点について議論を行っている。

2010年は、譲許表¹¹作成に関する技術的な論点の他、開発途上国にのみ認められる特別セーフガード措置（SSM）¹²を始めとする、主に2008年12月の農業交渉議長テキストの残された論点を中心に協議が行われた。

(イ) 非農産品市場アクセス（NAMA：Non-Agricultural Market Access）

NAMA分野では、鉱工業品及び林水産品の関税や非関税障壁（NTB）の削減に関する議論を行っている。関税の削減に関しては、一定の数式によって高関税ほど大きい削減とする関税削減方式（スイス・フォーミュラ）などの論点と共に、開発途上国配慮、分

¹¹ WTO協定上、それぞれの品目ごとに約束された上限税率が記載された付表。

¹² 開発途上国が同措置を発動した際に可能となる追加的な関税の引上げが、現行の譲許税率（ウルグアイ・ラウンドにて合意された税率）を超えることができる場合の要件について、専門家による技術的な議論が重ねられた。

野別関税撤廃¹³などの交渉を行ってきた。

2010年には、2008年12月に作成されたNAMA交渉議長テキストに沿って実務レベルで協議が続けられた。分野別関税撤廃については、特に開発途上国も含めた十分な参加を得るための方法について議論が行われ、また、NTBに関する協議については、各国が提出している様々なNTB削減のためのテキストに基づいて、各国の主張の収れんが試みられた。

工業分野で強い競争力を持つ日本は、農業交渉と歩調を合わせた進展を図りつつ、関税削減、NTB削減の双方における高い成果を伴ったモダリティ合意¹⁴を目指して積極的な交渉への取組を続けているところである。

(ウ) サービス

サービス分野では、これまで、①リクエスト&オファー方式（個別分野・措置ごとの自由化の要請に対し自由化案を提出）による市場アクセスの改善、②サービスの貿易に影響を及ぼす国内措置などに係るルールの策定を目的として交渉が行われてきた。

2010年は、クラスタリング・アプローチ¹⁵など、交渉活性化のための新たなアプローチを模索する動きが活発になった。

日本は、自由化推進派の一員として、中国、インド、ASEAN各国、ブラジルなどに二国間協議を通じて関心分野の自由化を求めた他、海運や建設分野の複数国間交渉を主導

するなど積極的に議論に参加している。今後も日本のサービス業界の関心などを踏まえつつ交渉を進めていく考えである。

(エ) ルール

ルール分野では、2001年のドーハ閣僚宣言、さらに、2005年の香港閣僚宣言に基づき、ダンピング防止及び補助金についての規律の強化並びに明確化を目的とした交渉が行われてきた。現在の交渉では、ダンピング防止におけるゼロイング¹⁶や、WTOで初めて規律が定められることになる漁業補助金¹⁷などの扱いが主な課題となっている。日本としては、引き続きこれまでの主張が今後提示される議長テキストに反映されるよう、積極的に交渉を行っていく考えである。

(オ) 貿易円滑化

貿易円滑化の分野では、GATT第5条（通過の自由）、第8条（輸入及び輸出に関する手数料及び手続）及び第10条（貿易規則の公表及び施行）に関連する事項の明確化及び改善などを目的として交渉が行われてきた。

2010年には、統合交渉テキストに基づいて6回の交渉会合が開催され、加盟国間で意見の収れんを見ていない箇所につき交渉が行われた。今後、交渉妥結により、貿易関連事業者が直面する様々な障害が減少し、手続が迅速化されることが期待される。

13 特定分野の関税撤廃・調和を目指すもので、参加は非義務的であるものの、先進国側は主要開発途上国を含む十分な参加を重視している。

14 関税削減の一般的な方式や例外などについて定めたルール。

15 ビジネスの現状も踏まえ、サービスの関連分野をある程度統合して市場アクセス交渉を進めるアイデア。

16 米国商務省は、ダンピング・マージン（輸出国の国内正常価格より輸出価格が低い場合の価格差）を計算する際に、まず、①その製品の個々のモデル又は取引ごとに輸出国の国内正常化価格と対米輸出価格を比較し、②その結果を総計して、この製品全体のダンピング・マージンを算定している。総計をする②の段階において、①の比較で輸出国の国内正常価格より対米輸出価格が高いものについてはその価格差はマイナスとなるが、ゼロイングとは、それらをマイナスとして差し引かず、一律「ゼロ」とみなして計算する方式で、これにより、ダンピング・マージンが不当に高く計算される。2008年12月に作成された改訂議長テキストでは、ゼロイングを容認する規定が取り下げられるなど、日本を含む他の加盟国の立場に一定の配慮が見られる規定となっている。

17 漁業補助金については、韓国、台湾と共同で提案を提出し、ECと共に、過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止すべきという主張を行ってきた。2007年の議長テキストでは、日本が主張してきた禁止補助金を限定する構造となっているが、その対象範囲については日本の主張よりも広範囲にわたるものとなっている。

(カ) 貿易と環境

「貿易と環境」の分野では、2001年のドーハ閣僚宣言に基づき、①WTO協定と多数国間環境協定（ワシントン条約など）との整合性や事務局間の協力、②環境物品・サービスに対する関税及び非関税障壁の削減又は撤廃などについて、「貿易と環境」に関する加盟国間の通常会合や特別会合を通じ議論されている。特に、環境物品の貿易自由化交渉においては、各国から「環境物品」の範囲や具体的品目などに関する様々な提案がなされており、日本からも省エネルギー物品に関する具体的品目の提案を行った。今後とも、各国との議論を通じてこの分野の交渉の進展に積極的に貢献していく方針である。

(キ) 開発

開発は、今次ラウンド交渉の中核的なテーマとなっており、開発途上国を対象とした「特別かつ異なる待遇（S&D）」、綿花問題¹⁸及び「貿易のための援助」（AfT：Aid for Trade）¹⁹を主要なテーマとして議論が続けられている。日本は、開発途上国の利益を確保するS&Dの議論に積極的に参加している他、AfTにも大きく貢献した。

AfTは、ドーハ・ラウンドを補完する取組であり、日本は、2009年7月、第2回AfTグローバル・レビュー会合の機会に、「開発イニシアティブ2009」²⁰を発表し、貿易に関連

する各種ODAの供与を通じて開発途上国の貿易拡大を支援している。

また、日本はアジア・太平洋地域における効果的なAfTの在り方や、地域格差の分析などについて専門家レベルで議論する会合の共同議長を務めるなど、地域レベルでの取組にも積極的に貢献している。

(ク) 知的財産権

地理的表示（GI）²¹に関して、ドーハ・ラウンド交渉の中で議論されている多国間通報登録制度について、日本は、米国などと共に、各国の商標当局などが登録に拘束されない、負担の軽い制度になることを提案している。これに対しEUなどは、登録により強い法的効果を持たせる制度を主張している。また、GIの追加的保護²²の対象となる製品については、ウルグアイ・ラウンドで合意された、ワインと蒸留酒に加え、その他の製品にも拡大するべきかどうか議論されている。

また、TRIPS協定と生物多様性条約（CBD）との関係についても、交渉項目にはなっていないが、ドーハ・ラウンドに関連して議論がなされており、ブラジル、インドなどの開発途上国は、特許出願における遺伝資源の出所などの開示（例えば、植物の抽出物を使用した薬品について、その植物の原産国・供給国などの開示）を義務化するTRIPS協定改正を提案している。

18 西アフリカの後発開発途上国（LDC）4か国（ブルキナファソ、ベナン、マリ、チャド）によって提起されている問題。本来、綿花はこれらの諸国にとって十分競争力のある産業であるにもかかわらず、一部先進国が自国の綿花産業に与えている補助金のために、綿花輸出が阻害され大きな打撃を受けているとして、先進国に対して補助金の段階的撤廃及び撤廃完了までの補償措置を要求している。

19 開発途上国が多角的貿易体制から十分な利益を得るためには、単に多角的貿易体制に統合されるだけでは不十分であり、貿易関連の技術支援、生産能力の向上や流通インフラ整備などを通じた貿易能力の向上が必要である。これらのニーズに対する支援が「貿易のための援助」と呼ばれている。

20 「開発イニシアティブ」は、貿易促進を通じて開発途上国の発展に資することを目的にODA供与を中心とした支援パッケージである。「開発イニシアティブ2009」では、2009年から2011年の3年間に、120億米ドルのODAや4万人の技術支援、貿易金融への取組などを通じて、開発途上国の貿易能力の発展に貢献している。

21 ボルドーワインのように、その商品について確立した品質、評判などが主として地理的原産地に帰せられると考えられる場合において、その商品が当該地理的原産地の産品であることを特定する表示を言う。

22 TRIPS協定（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）は、全産品について当該産品の地理的原産地について、公衆を誤認させる方法などでの地理的表示の使用を防止することを原則としつつ（第22条）、ワイン及び蒸留酒については、公衆の誤認などの有無に関わらず、当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないものへの使用を防止するという追加的保護を定めている（第23条）。

㊦ 紛争解決 (DS : Dispute Settlement)

WTO体制に信頼性・安定性をもたらす柱として、紛争解決制度²³があり、2010年も、日本はこの制度の下で大きな成果を得ることができた。まず、既にWTO協定違反が認定され、その後の是正措置も十分でないとして認定された、米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」²⁴ 手続などについては、日本は米国に対する「譲許などの停止」(いわゆる対抗措置)²⁵ の程度を決定するため、一旦中断していた仲裁手続の再開を2010年4月に申請し、10月に、仲裁会合が開催された。12月には、米国からの申入れに基づき、日米両国は仲裁手続の一時中断を要請し、仲裁手続は中断された。一連の紛争解決手続を通じて、ゼロイングの使用に基づく不当なダンピング防止税賦課による貿易の制限が容認されないと明確にされたことは、ルールに基づく自由貿易体制の維持や発展に寄与するものとして高く評価できる。今後も、米国による誠実かつ速やかな措置の是正が引き続き望ま

れる。

また、デジタル複合機やパソコン用液晶モニターなど、本来無税とされるべき情報技術(IT)製品に対するEC²⁶による関税賦課について、日本が米国及び台湾と共同でECに対し、GATT違反を申し立てていた案件²⁷では、2010年8月、日本を含む共同申立国の主張を認めるパネル報告書が発表され、同年9月、パネル報告書は紛争解決機関によって採択された。本パネル報告書は、分析や協定の解釈の手法が適切であること、その結論はIT製品の貿易の更なる発展につながり得るものであるといった観点から、高く評価できる。今後、当時者間で決定した履行期限までにEUが誠実な措置の是正を実施することが望まれる²⁸。

これらに加え、新たに日本はオンタリオ州(カナダ)のフィード・イン・タリフ(FIT)プログラムの州産品使用要求措置²⁹に関し、9月に、WTO協定に基づく協議要請を行った。

23 1995年のWTO発足時から2010年末までの紛争案件数419件のうち、2010年末までに日本が当事国(申立国又は被申立国)として関わった案件は29件(なお、件数については、WTOホームページに掲載されているDS番号(紛争解決手続に付された個々の案件について振られた番号)が付された全ての案件をそれぞれ1件として計算している)。なお、WTO紛争解決手続(DSU)においては、パネル(小委員会)手続が案件ごとに構成される。一方で、パネルの法的判断に不服がある場合に当事国が申し立てることができる上級委員会は、常設機関である。上級委員会は7名の委員で構成されており、委員の任期は4年(再任可能)。日本は1995年のWTO発足以降3名の上級委員を輩出しており、2008年6月以降、大島正太郎氏が上級委員の任にある。

24 日本は、2005年2月に、米国のゼロイング方式自体とその実際の適用がWTO協定(アンチ・ダンピング協定など)に違反するとして、WTOに申し立てた。2007年1月にWTO協定違反が確定し、米国に対して是正勧告が行われた。米国は、勧告履行期限(2007年12月24日)が到来しても、一部の措置を除いて履行しなかったため、日本は2008年4月に履行確認パネルの設置を求めた。2009年4月に発表されたパネル報告書、その後同年8月に発表された上級委員会報告書のいずれにおいても、米国が本件においてWTOの是正勧告を履行しておらず、また、米国が履行のためとった措置がWTO協定に違反していることが認定された。

25 WTO協定上の譲許などの停止とは、紛争解決手続でWTO協定違反が認定された措置を協定と整合的にすべきとの勧告が履行されない場合、相手国が一定の条件の下で、勧告を履行しない国に対し、WTO協定上の譲許その他の義務を停止(例:関税率引上げ)すること。譲許などの停止の程度は、違反と認定された措置により侵害された利益に対する「無効化又は侵害」の程度と同等のものとしてされている。この程度について勧告を履行しない国が異議を唱える場合には、仲裁によって決定される。

26 ECは、EC加盟国と共にWTO加盟国の地位を有していたが、2009年12月のリスボン条約の効力発生により、EUがWTO加盟国としてのECの地位を継承した。

27 ECが、「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言(ITA)」において無税扱いにすることとされている製品について、製品の多機能化・高機能化を契機に譲許表上の分類を変更し、WTO協定に整合しないと考えられる課税を行っている案件。日本が米国及び台湾とともに問題視したのは、デジタル複合機(税率6%)、パソコン用液晶モニター(税率14%)、セット・トップ・ボックス(税率13.9%)の3品目である。

28 12月、日本、米国及び台湾は、本件に関するEUによる履行期限を2011年6月30日とすることを決定した。

29 カナダ・オンタリオ州が行っている太陽光、風力発電施設などの導入を支援する制度「FITプログラム」において、発電施設の生産に際して一定割合のオンタリオ州産の製品などの使用を義務付けているもの。

(2) 投資協定／租税条約／社会保障協定

ア 投資協定

貿易の自由化及び円滑化に関しては、WTOが多国間の包括的なルールを定めているが、投資に関してはこのようなルールが存在しないため、各国は、二国間又は複数国間で投資協定を締結することにより、投資を促進するための環境整備に努めている。日本としても、このような取組を積極的に進めており、2011年2月に、インドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含むEPAに署名した他、カザフスタン、クウェート、コロンビア、サウジアラビア、アンゴラ、パプアニューギニア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三箇国間投資協定について交渉を進めてきており、また、カタール、アルジェリア、ウクライナ及びイラクとの間でも交渉を準備・検討している。さらに、オーストラリア及びGCCとの間でも、投資に関する規定を含むEPAについて交渉中である。

この他、日本は、OECDやAPECなどの国際的な枠組みにおいても、投資の自由化及び円滑化を促進するために、多国間のルールを形成する必要性を主張するなど、建設的な役割を果たしてきている。

イ 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国家間の課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避するとともに、投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税の減免などを通じて国際的な投資交流を促進するための重要な法的基盤であり、日本は租税条約ネットワークの拡充に取り組んでいる。また、脱税及び租税回避行為などを防

止する観点から、租税に関する情報交換などといった税務当局間の国際協力を推進するための規定の整備も進めている。

具体的には、クウェートとの間の条約、シンガポール及びマレーシアとの協定改正議定書並びにベルギー及びルクセンブルクとの間の条約改正議定書の締結につき国会で承認され（5月）、そのうちシンガポール（7月）及びマレーシア（12月）との間の協定改正議定書の効力が発生した。また、スイスとの間の条約改正議定書（5月）及びオランダとの間の条約（8月）、香港との間の協定及びサウジアラビアとの間の条約（いずれも11月）の署名が行われた。なお、租税に関する情報交換ネットワークの整備と拡充を目的とした協定については、バミューダ（英国の海外領土）との間の協定が8月に発効し、ケイマン諸島（英国の海外領土）との間の協定（5月）、バハマとの間の協定（11月）について基本合意に達した。その他、2010年末時点で、アラブ首長国連邦及びガーンジー（英国の海外領土）との協定締結に向けた交渉を行っている。

ウ 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や掛け捨ての問題などを解消することを目的としており、海外に進出する日本企業や国民の負担を軽減し、ひいては相手国との人的交流や経済交流を一層促進する効果が期待されている。

7月にはブラジル、10月にはスイスとの間協定署名がそれぞれ行われ、12月には、スペイン及びアイルランドとの間の協定が発効した。また、2010年中には、ハンガリー、ルクセンブルク、スウェーデン、スロバキア及び

オーストラリアとの間で、それぞれ交渉又は交渉開始に向けた意見交換を行った。

(3) 知的財産権保護の強化

知的財産権保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要であり、日本は、そのために様々な取組を行っている。

まず、日本が提唱した新しい国際的な法的枠組みである「模倣した物品の取引の防止に関する協定 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA) (仮称)」³⁰については、その早期実現に向けて関係国との交渉を積極的に主導し、2010年9月23日から10月2日まで東京で開催された第11回関係国会合において大筋合意に至った。その後、11月に

残された少数の論点を解決し、同年中の交渉妥結という目的が達成された (12月には条約案文の法的確認を完了)。その他、G8サミット、APEC³¹、OECD、WTO (TRIPS理事会³²) や世界知的所有権機関 (WIPO) などでの多国間の議論に積極的に参画している。

また、二国間では、中国³³、韓国、米国及びEU³⁴との間で個別の知的財産権保護の強化・協力に関する対話を続けている。また、EPA³⁵についても、可能な限り知的財産権に関する規定を設けることとしている。

30 日本は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミット (於：英国) において、模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組み策定の必要性を提唱して以来、先進国及び知的財産権の保護に高い志を有する開発途上国と共に、本構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。2008年6月から関係国との間で条文案に基づく交渉を開始し、交渉には日本を始め、米国、EU、スイス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、モロッコ及びシンガポールが参加した (模倣品・海賊版対策の取組については、第4章第2節2 (2)「模倣品・海賊版対策」を参照)。

31 APECでは、11月の首脳宣言において、知的財産権の保護及び執行を強化することが再確認された。

32 TRIPS理事会とは、TRIPS協定の実施、特に加盟国による義務の遵守を監視し、同協定に関する事項の協議を行う場である。

33 日中間では、8月の第3回日中ハイレベル経済対話において、中国における知的財産権侵害の対策強化について要請した。

34 日・EU間では、3月の知的財産権に関する日・EU対話で模倣品・海賊版対策協力などについて協議した。

35 シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシア、ASEAN、ベトナム及びスイスとの間で知的財産権に関する規定を含む協定を締結し、既に効力が発生している。